

松ヶ崎キャンパス 自転車入構ルールについて

松ヶ崎キャンパスに自転車で入構する場合は、下記のルールを守り、事故防止に努めてください。



■ 自転車駐輪許可申請・登録シールの貼付

- 大学構内に自転車を駐輪する場合は、「自転車駐輪許可申請」をして、「登録シール」の交付を受けてください。
- 登録シールは車体後方の見やすい位置に必ず貼ってください。
- 登録シールの有効期限は交付年度の年度末（3/31）までです。
- 登録手続きについては「自転車駐輪場許可申請について」を参照してください。



■ 駐輪場に停める／放置しない

- 指定駐輪場に整列駐輪してください。
- 駐輪する際は、盗難防止のため必ず鍵（二重が望ましい）をかけてください。
- 駐輪場以外には駐輪しないでください。特に通用門や建物の出入口付近、緊急避難経路、緑地等に駐輪している場合は、直ちに移動もしくは撤去することがあります。
- 卒業時など不要になった自転車は大学構内に放置せず、各自で処分してください。



■ 自転車での構内移動の禁止

- 自転車で入構できる区域は、門から直近の駐輪場までです。それ以外の構内自転車走行は禁止です。
- 門を出入りする際は、降車し自転車を手で押して通過してください。
- キャンパス内移動を目的とした自転車の利用は絶対にしないでください。
- 構内における自転車事故、盗難、損傷等については、本学は一切その責を負いません。
※ 走行禁止区域で事故を起こした場合は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）の保証対象外となりますのでご注意ください。

ルール違反のペナルティーについて

- 有効な登録シールが貼付されていない自転車、駐輪場以外に駐輪している自転車は、移動・施錠・撤去等の取締りの対象となります。
- 度重なる駐輪違反やマナーの悪い場合は登録を抹消し、自転車での入構を禁止することがあります。

令和8年度自転車駐輪許可申請について

1. 申請方法

(1) 申請受付開始日 3月16日

(2) 手続き窓口

新規・継続申請	本学生生活協同組合 KITSHOP2 階 サービスカウンター
再交付申請	施設環境安全課環境安全係(3号館3階 施設環境安全課事務室内)
	受付時間(平日):9:00~12:00、13:00~16:00

(3) 申請時必要書類等

- ・ 身分証(学生証・職員証)
- ・ 自転車駐輪場利用料(年度ごと) 1,000円
- ・ 自転車駐輪許可申請書(下記よりダウンロードするか、生協で入手する。)

自転車駐輪許可申請書

https://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/b_shinsei-01.pdf

(4) 申請手順

【本学学生及び教職員】

1. 自転車駐輪許可申請書を入手し、必要事項を記入する。
2. 自転車駐輪許可申請書を本学生生活協同組合 KITSHOP2 階 サービスカウンターに提出する。その際、身分証(学生証・職員証)を提示する。
3. 自転車駐輪場利用料を支払う。
4. 登録シールの交付を受ける。

【学外者(業務委託等関係者)】

学外者(学生証・職員証のない方)は、申請書に必要事項を記入の上、施設環境安全課環境安全係窓口までお越しください。その際、所属が証明できるものをご提示ください。本人確認の後、申請書に承認印を押します。押印済みの申請書を生協窓口に提出し、自転車駐輪場利用料を支払い、登録シールの交付を受けてください。

2. 注意事項

- ・ 必ずご本人が申請手続きを行ってください。
- ・ 申請は1人につき1台に限ります。重複申請や虚偽の記載が判明した場合は、申請の拒否、または登録後の取り消しを行います。
- ・ 防犯登録をしていない自転車は申請できません。
- ・ 京都府では自転車保険等への加入が義務化されています。未加入の方は必ず加入してから申請してください。
- ・ 有効な登録シールがない自転車は、移動・施錠・撤去などの取締り対象となります。

登録シールの再交付(車両入替など)

紛失や新規乗り換え等で再交付を希望される場合は、施設環境安全課環境安全係窓口にて再交付申請手続きを行ってください。

自転車駐輪許可証 再発行申請書

https://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/b_shinsei-02.pdf

3. 有効期限

登録シールは年度ごとに発行しており、有効期限は交付年度の年度末(3/31)までです。次年度も自転車で構内に入構する場合は、再度申請を行い、当該年度の登録シールの交付を受けてください。

4. 遵守事項

構内では、次の交通ルールを遵守してください。

- ・ 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則に従うこと。
- ・ 登録シールは、車体後方の見やすい位置に貼付すること。
- ・ 登録シールは、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ・ 通用門を利用する際は、降車し手で押して入出構すること。
- ・ 自転車を構内移動に使用しないこと。自転車で入構できるのは、自転車入構門から直近の自転車駐輪場までの区域です。
- ・ 駐輪場に整列して停めること。駐輪場以外には、駐輪をしないこと。
- ・ 大学を車庫代わりに利用するような行為を行わないこと。
- ・ 自転車が不用になったときは、構内に放置せず自らの責任で処分すること。
- ・ 構内での事故・盗難・損傷等については、自ら責任を負うこと。
- ・ 自転車を大学の工作物に、鎖・ワイヤー錠等で繋ぎとめないこと。

※上記事項に反する行為があった場合には、登録を抹消する場合があります。